

## 【菊池圏域】介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

### ●菊池市への質問

番号	質問	回答
1	<p>菊池市における通所型サービスA・Bについて、平成28年度は実施しないと記載され、一般高齢者事業（見直し後の一般介護予防事業？）として実施（委託）となっていますが、委託事業者の選考等（経緯、理由、委託基準等）について説明をお願いしたい。通所型サービスCについても同じ。（具体的な理由及び根拠、内容等について回答していただきたい。）</p> <p>（説明会資料「菊池市で実施する介護予防・日常生活支援総合事業（案）」P6～P8参照）</p>	<p>総合事業への移行にあたっては、多様なサービスの充実を推進していくことが重要ですが、その整備には一定の時間が必要と考えています。このため、菊池市では、平成28年4月の段階ではこれまで一般高齢者事業で取組んできたサービスをそのまま継続しながら、通所型サービスA・Bのサービスの実施に向け関係機関との調整を図っていきたいと考えております。</p> <p>通所型サービスCについては、仕様書（週に1回、1回あたり2時間、原則3ヶ月間、送迎ありで、理学療法士・運動療法士・看護師については毎回配置、必要時管理栄養士・歯科衛生士を配置し、利用開始時と終了時の体力測定及び評価等の実施等）内容の実施ができる事業所と随意契約に基づき、指名審査会において入札により決定しています。</p>
2	<p>サービス事業対象者については、現行型サービス、通所型サービスA、B、Cの利用が可能と思われますが、菊池市では、通所型サービスA、Bについては実施予定なしとなっています。必然的に現行型サービス、通所型サービスCを利用できるという解釈でよろしいか。また、今後、通所型サービスABについては、委託基準等の検討や制定が必要になると思われますが、スケジュール等も含めて示していただきたい。</p>	<p>現在利用されている方および新規で現行相当サービスを希望されている方については、基本チェックリスト等を実施し、該当になれば概ね利用になることと思われます。通所型サービスCについても同様で、対象者の希望を踏まえて利用する形になると思われます。</p> <p>通所型サービスAについては、今後基準を作成し、実施可能となるように検討しますが、現時点でのスケジュールについては未定です。</p> <p>閉じこもり予防・介護予防を目的に現在住民主体の『語らいの場』や『ふれあいデイ』（共に高齢者福祉事業）を市内105箇所で開催されていますが、開催数が週1回～年に1～2回という状況です。平成30年度までには、全地区で月に2回開催することを目標に今後取り組む予定で、将来的には通所型Bに移行できればと考えています。</p>

## 【菊池圏域】介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

●合志市への質問		
番号	質問	回答
1	「現行サービス型通所介護相当の新規指定申請について」平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた通所介護事業所については、現行サービス型通所介護の「みなし指定」は適応されませんが、その事業所が合志市の総合事業の開始に合わせて現行サービス型通所介護相当の事業所指定を受ける場合、その申請の受付開始時期はいつ頃になりますでしょうか。	3月中の対応が出来るよう、現在準備を進めております。準備が整い次第、必要書類等も含めてご連絡いたします。
2	「通所型サービスAの公募について」通所型サービスAについて、合志市の案では実施方法は「委託による実施」となっておりますが、事業所の公募はいつ頃になりますでしょうか。	公募の方法、時期とも現段階では未定です。
3	「通所型サービスC(短期集中予防型)の公募について」通所型サービスC(短期集中予防型)について、合志市の案では実施方法は「委託による実施」となっておりますが、委託事業所の公募はいつ頃になりますでしょうか。	公募の方法、時期とも現段階では未定です。
4	「通所型サービスC(短期集中型)の委託施設数について」通所型サービスCの委託施設に関する市の見解を教えてください。	通所型サービスCについては、当面は生活圏域毎(旧合志町・旧西合志町)に一つの拠点として実施をしていく予定であり、場所は公共施設での実施としています。また、それぞれの圏域をカバーできるよう送迎も実施します。 なお、平成28年度当初の本サービス利用者数の推計により、当面は2つの拠点により対応できると考えていますが、今後の状況を見ながら新たな拠点(市が指定する公共施設でサービス提供可能な事業者による実施)についても検討をしていく予定です。
5	「通所型サービスA及びCの施設基準について」通所型サービスAとCの施設基準に関して「介護給付、現行通所介護と別スペースとする」と記載されていますが、その内容の詳細をご提示ください。 (説明会資料「合志市で実施する介護予防・日常生活支援総合事業(案)」P5～P6参照)	国が通所介護に求める役割として、中重度認定者および認知症高齢者への対応があげられ、加算等も設定されています。さらにガイドラインにおいては、同一スペースで実施する場合はプログラムを区別する等の考え方が示されています。また、本市の要支援維持改善率は平成26年度要支援1・51%、要支援2・69%となっており、要支援維持改善率の改善が課題となっています。そのため、本市では指定通所介護事業所には中重度認定者及び認知症高齢者への対応を今後強化していただくためにも、通所型サービスA及びCについては、介護給付、現行通所介護相当サービスと別スペースでプログラムを区分して行っていただくことを想定しています。
6	「通所型サービスAの施設基準について」通所型サービスAの施設基準に関して、「サービス提供7-9時間」と記載されていますが、その内容は必須条件なのかをご提示ください。 (説明会資料「合志市で実施する介護予防・日常生活支援総合事業(案)」P5参照)	レスパイト型サービスとして、送迎等も含め7-9時間と設定しています。 本市では、通所型サービスCを活用してリハビリ専門職をはじめとする多職種とケアマネジャーの協働により、活動と参加にバランスよくアプローチする自立支援方針をサービス利用者として決定していきます。リハビリ専門職が通所と訪問を組み合わせながら心身機能、活動、参加にアプローチし、ケアマネジャーがサービス利用者と自立支援方針を決定していく過程で、通所型サービスAや、その他一般介護予防事業や自助サービスなど個性を持ったケアマネジメントを実現していくことを想定しています。 要支援認定者には一定割合、多様なサービスの利用が困難な方がいることを想定しています。地域包括ケアシステムにおいて求められる通所介護事業所の役割を發揮いただくためにも多様なサービスの充実及びインフォーマルサービスの開発を推進していきたいと考えております。

## 【菊池圏域】介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

### ●合志市への質問

番号	質問	回答
7	「訪問型サービスAの単価について」 訪問型サービスAの単価について、市の見解を教えてください。	訪問型サービスAは、緩和された基準によるサービスの考え方に基づき、雇用労働者による日常生活、家事に対する支援を実施するサービスです。本市では本サービスの従事者として、有資格者だけでなく、一定の研修受講者等のいわゆる有償ボランティアの方達も想定しており、単価についてもその基準に基づき算定をしています。 また、本サービスについては、介護予防の観点から、利用者が自立して日常生活を送れるよう支援することが目的であるため、利用者自身ができることについては、利用者自身で行っていただくことを前提とし、支援についても利用者と一緒に取組むことを想定しています。
8	通所A・Cにおける昼食の提供は必須であるか。	昼食の提供は必須ではありませんが、提供する側の体制もありますので、事前相談等が必要になると考えられます。
9	通所A・Cは区画を区切れば同一敷地内で運営可能か、また人員も同一で可能か。	仕切りによる区分けや機能訓練室とは別室での実施とし、人員共に明確な区分けをしていただくことを想定しています。 本市では指定通所介護事業所には中重度認定者及び認知症高齢者への対応を今後強化していただくためにも、通所型サービスA及びCについては、介護給付、現行通所介護相当と別スペースでプログラムを区分けして行っていただくことを想定しています。
10	通所C→Aの流れの中で、Aに行けない(環境的要因により)ご利用者がいる場合はその後のフォローはどのようになるのか。	通所型サービスAについてはレスパイト型サービスとして送迎等も含め7-9時間で設定しています。通所型サービスCの卒業者は、通所Aだけではなく、本人の状況に応じ、また介護予防ケアマネジメントにより、通所型サービスB(今後構築)や一般介護予防事業、インフォーマルサービスの利用が考えられます。
11	通所Cから現行サービス型への移行は可能であるか。	通所型サービスCの卒業者が現行相当サービスへ移行することは想定にありませんが、利用者の状態や介護予防ケアマネジメントにより必要と判断された場合は移行することも考えられます。
12	通所Cの拠点となる場所について、例えば東西南北で地域ごとに数が決められているのか。 また通所Cにおいての受け入れ人数の定員を超えた場合、新たな担い手として委託先の公募は予定されているのか。	通所型サービスCについては、当面は生活圏域毎(旧合志町・旧西合志町)に一つの拠点として実施をしていく予定であり、場所は公共施設での実施としています。また、それぞれの圏域をカバーできるよう送迎も実施します。 なお、平成28年度当初の本サービス利用者数の推計により、当面は2つの拠点により対応できると考えていますが、今後の状況を見ながら新たな拠点(市が指定する公共施設でサービス提供可能な事業者による実施)についても検討をしていく予定です。

## 【菊池圏域】介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

### ●菊陽町への質問

番号	質問	回答
1	通所B・Cにおける想定圏域について、事業所の所在地の圏域が対象になるのか。	事業所の所在地の圏域を想定しております。利用者の希望と事業所の送迎の範囲等も総合的に対応していきたいと考えています。
2	通所B(地域拠点型)において、委託事業所に求める条件などはあるか。	平成28年度は既存の事業をそのまま通所Bに転換するところです。平成29年度以降については、新規募集も含めてその後の運営状況をみて判断するところです。
3	通所B・Cに参入する際には、歯科衛生士・管理栄養士は人員に必ず含まれていないといけないのか。	通所型サービスB(地域拠点型)、通所型サービスCの必須サービスの中に「口腔機能の向上」「栄養改善」を位置づけております。その確認・指導のため、歯科衛生士や管理栄養士を配置しております。
4	通所Cの拠点となる場所について、例えば東西南北で地域ごとに数が決められているのか。 また通所Cにおいての受け入れ人数の定員を超えた場合、新たな担い手として委託先の公募は予定されているのか。	通所型サービスCについては、利用者数の想定及び場所を考慮して28年度は1箇所で行いますが、定員を超えた場合は検討したいと思います。